第６節　騒音・振動対策

1　騒音・振動の概況

当地域の騒音は、工場・事業場、建設作業、自動車、鉄道、航空機等から発生するものが多く、振動は、工場・事業場、道路交通、鉄道、建設作業等を原因とするものが多い。

騒音は、住民にとって最も身近な公害である。そのため、平成13年度の苦情件数は、605件と典型７公害のうち最も多く、全公害苦情件数の約30%を占めている。当地域における騒音規制は、住民の生活環境を保全する必要があることから、騒音規制法及び環境の保全と創造に関する条例に基づき、当地域のほぼ全域を規制対象地域として指定している。

また、振動規制についても、振動規制法及び環境の保全と創造に関する条例に基づき、当地域のほぼ全域を規制対象地域として指定している。

当地域における環境騒音の状況を、平成13年度の測定結果でみると、環境基準は、道路に面する地域では、216地点中112地点で達成していない。

また、道路に面する地域以外の地域では、AA地域が５地点中３地点で、Ａ地域が66地点中15地点で、Ｂ地域が33地点中８地点で達成していない。

2　騒音・振動対策

(1)　自動車騒音・振動対策

ア　自動車騒音・振動の状況

幹線道路における自動車騒音については、騒音規制法の改正により、平成12年度から県、市による県下の常時監視体制を整備している。

測定地点は、平成12年度は153地点、平成13年度は156地点であった。沿道における自動車騒音の測定結果は、表２－６－１～２のとおりである。

平成12年度の環境基準の達成状況は、昼間のみ達成は、22地点(14%)、夜間のみ達成は、８地点(５%)、昼夜とも達成は、63地点(41%)で昼夜とも未達成は60地点(39%)であった。

また、平成13年度の環境基準の達成状況は、昼間のみ達成は、18地点(12%)、夜間のみ達成は、５地点(３%)、昼夜とも達成は、82地点(52%)で昼夜とも未達成は51地点(33%）であった。

表２－６－１　幹線道路における自動車騒音の環境基準達成状況

調査年度	環境基準達成地点／全測定地点	昼間最大値(Leq)	夜間最大値(Leq)
平成12年度	63／153	76	76
平成13年度	82／156	75	74

（注）県県民生活部調べ